

うなぎ養殖業の許可に係る告示案について寄せられたご意見及びそれに対する考え方について

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>トン数についての把握・管理も必要と考えるが、ウナギ及びシラスウナギの頭数についての把握・管理も行われるようにすべき。</p> <p>技術の開発・導入が行われるようされたい。</p>	<p>日本、中国、韓国、台湾の4か国・地域による国際的な取決めである池入数量管理を、内水面漁業の振興に関する法律に基づき、尾数ではなく重量ベースにて行っております。</p> <p>いただいたご意見は、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

その他、本告示案の内容に対するご意見以外のご意見については、パブリックコメントの対象外となるため、回答は差し控えさせていただきます。